

当院は、一般名処方を推進しています

※一般名処方とは、お薬の有効成分を指定した処方せんを発行することで、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）を患者さん自身が選択することができる処方です。

一般名処方のイメージ

銘柄名処方	一般名処方
原則、当該銘柄を用いて調剤	有効成分が同一であれば、どの後発医薬品も調剤可能
〇〇〇錠 20mg 2錠 (銘柄名 + 剤形 + 含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日分	【般】 ファモチジン錠 20mg 2錠 (一般的名称 + 剤形 + 含量) 1日2回 朝食後・就寝前 ○日分

特定のお薬が不足した場合にも、保険薬局において銘柄によらず調剤できるため、お薬を切らすことなく加療継続することができます。また、後発医薬品を選択することにより、お薬の費用を抑えることにもつながります。

一般名処方を行う際には、その趣旨について、十分に説明させていただきます。一般名処方について、ご理解ご協力をお願いいたします。